

第10回 安来市農業委員会議事録

平成30年4月23日 午後2時00分 第10回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	北中 宏一君	2 番	武上 隆雄君	3 番	杉原 建君	4 番	木戸 芳己君
5 番	仲佐 久子君	6 番	北川 正幸君	7 番	安松 智君	8 番	藤原 明紀君
9 番	増田 和夫君	10 番	板垣 裕志君	11 番	新田 里恵君	12 番	塩見 秀雄君
13 番	板金 悟君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	16 番	岡田 一夫君
17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年4月23日 1日
日程第 3	議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第34号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第37号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第38号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について
日程第 8	報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第36号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 10	議第39号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第 11	議第40号 平成30年度安来市農業委員会の活動計画（案）について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第10回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第10回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
続きまして、ただいま、お手元に配布のとおり、追加議案として「議第39号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び「議第40号 平成30年度安来市農業委員会の活動計画(案)について」が提出されました。
お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、審議することにいたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により3番 杉原委員、4番 木戸委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大とあっせん事業による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④安来地区のあっせん事業における基準（120a）についても権利を

取得する者が、取得後において農地の面積の合計が120aに達しています。従って下限面積（50a）については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約300m、農機具は、トラクター2台、耕うん機1台、田植機2台、コンバイン3台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり300,000円です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約300m 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約30m、農機具は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について7番 安松委員 説明をお願いします。この件については、あっせん案件と思っていますので、併せて顛末の説明をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件につきましては、2月21日に開催されました農地移動適正化あっせん審議会において審議を求められました案件で、私と木戸委員があっせん委員に委任されたところでございます。本件につきましては、農地の所有者が体調悪化のために営農困難になったことから2月の審議会にありましたように農地の所有者から農地の売り渡しの申し出があり、安来市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定により、3月17日にあっせん委員と地元の2名の協力員並びに地元の農地利用最適化推進委員に集まっておき、あっせんの相手方となるべき方の選定を行いました。その結果、地元、門生町内の農業者で現在あっせん譲受候補者名簿に登録され、なおかつ安来市農地移動適正化あっせん基準に適合している2名、このうち1名は後継者に経営移譲をされておりますけれども、この2名以外には農業経営の事業拡大等あっせん事業の目的に合致する方はいないと判断されることから、この2名を対象としてあっせん会議を開催することにいたしました。あっせん会議につきましては、3月25日午前9時より門生町公会堂におきまして、あっせん申出者とその相手方となる方2名、地元協力員2名それから推進委員の1名、あっせん委員の木戸委員、私の8名で行いました。まず、申し出に及びあっせんの相手方の意向を個別に聞きまして、そのうえであっせん順位の上位の方から順に話し合いを行い、2回にわたる話し合いの結果、先ほど事務局の方から説明がありましたように、全筆を10aあたり30万円の金額で合意され、議案書通りの契約が成立いたしました。続きまして場所の説明をいたします。JR安来駅から国道9号線を東に4.8km米子方面に行きまして、門生交差点手前、左歩道に面した田が上から4筆目でございます。それから国道9号線を右折いたしまして、伯太町方面に門生踏切を渡って左側すぐのところの点在するのが上から5筆目から一番下までの地番、更に400m伯太方面に向かったところにあるのが上の3筆でございます。以上、あっせんの顛末と場所の説明でございます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について14番 渡邊委員 説明をお願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず2番案件の場所の説明をしたいと思います。飯梨川に東中津と西中津

を結ぶ橋、中津橋がございます。これを東中津方面から西中津方面に渡っていただきますと、県道荒島広瀬線に出る市道が左右についております。これを右の方、下流に下りる市道を進んでいただきますと200mの地点に田頼川に架かる橋がございます。その橋から下流に向かって3枚目の圃場と4枚目の圃場が申請地でございます。譲受人は24,011㎡の耕作地を営農しておられます。また、この土地は元々譲受人の土地であったことから周辺農地に対する影響はないと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について4番 木戸委員 説明をお願いします。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。まず、場所の説明をさせていただきます。吉田川の西側50m離れたところです。総合文化ホールアルテピアの東側、50m位のところで昔の耕地整理の1反2畝窪のところ。この贈与ですが、同居しております親子間の案件ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4 ページをご覧ください。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5 ページに案件の内容、6 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1 番及び2 番は、譲受人である転用事業者が同じですので合わせて説明させていただきます。農地の区分は、概ね10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、事務所及び倉庫等で権利の設定は所有権の移転です。申請者は長年にわたり安来市大塚町地内で建設業を営んでいます。このたび、同地区で進められているほ場整備事業に関し、現在の事業所が立ち退きの対象となり移転を余儀なくされました。現在の事業所から近く、交通の便もよく、譲渡人の同意もあり現在の事業所なみの敷地を確保できることから当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、2,191,500円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1、2 番の案件について 3 番 杉原委員 お願いします。

3 番 杉原 建君

3 番 杉原です。番号1、2について説明いたします。6 ページをご覧ください。右下の方に縮小図がありますが、四角に囲んでありますところが折坂町入口のコンビニであります。そのコンビニの交差点の信号より県道布部安来線を吉田町方面に1.5km 進み左折、市道国府島木線を1km 進み右折し、松実川沿いの市道を殿川内町方面に800m 行った市道沿いが申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの調査報告を5 番 仲佐委員 お願いします。

5 番 仲佐 久子君

5 番 仲佐でございます。現地調査班の報告をいたします。今月の調査班は2班で、4月20日の午後1時30分より岡田会長、渡辺代理、安松班長、杉原委員、塩見委員と私、仲佐の委員6名と事務局より堀江係長の7名で行いました。農地法第5条の申請について報告いたします。今月は1件の申請がありました。1 番案件です。申請場所は殿川町松実1690番、1691番1、1692番1、1693番1、1694番1の5筆で、地目は田、面積は2,922㎡、転用目的は事業所及び倉庫等です。現地におきまして地元委員の杉原委員から申請場所、境界、転用目的等について説明を受け調査を行いました。譲受人は建設工事会社を営んでおられ、現在進行中の大塚殿川内地区において、圃場整備事業に関し、事業所が立退きの対象となり移転を余儀なくされたため、本土地を取得して新たに事業所敷地として利用される計画です。申請地を選定した理由は現在の事業所から近く、車両の便も良いこと、従来並みの敷地を確保出来ることから、本土地への移転を決断されました。なお、本土地の取得は地区における圃場整備計画の中での住民合意により進められるものです。事業内容と転用計画面積の必要性においては、転用事業者は長年にわたり安来市大塚町地内で建設業を営んでおられ、この度の圃場整備実施に伴う事業所の移転に関しては、既存の敷地2,637㎡に対し2,922㎡の敷地を確保して、そこへ事務所、倉庫など全部で4棟、260.33㎡の建物を建設予定であります。敷地余剰地については建設資材置場並びに保有する建設用の重機や工事用車両などの置場として利用したいとの考えです。申請地は現在より隣接道路の高さまで約60cmかさ上げし、土把で傾斜をつけ隣接水路及び水田に土砂を流さないようにするよう計画されています。用排水の処理方法とし

ては、生活雑排水はなく、事務所横に設けた手洗い等の水道水及び雨水については既設の水路へ流し、トイレは仮設のものを設置し、汲み取り方式となります。集落水利組合長並びに松実自治会長の同意書もあり、周辺農地への影響はないと判断され、確認書もあることから調査班といたしましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1番、2番の案件については、同一事業ですので一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議 長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。圃場整備事業で事業所がかかる、あるいは敷地もかかるということなんでしょうか。この図面で、どの程度までが圃場整備にかかるものなのかというのがもし分かればお願いします。

事務局：堀江 雄二君

失礼します。全部かかるという風に伺っております。

17番 吉村 正君

はい、分かりました。

議 長：岡田 一夫君

他に質疑はありませんか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決します。1番、2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 報第34号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。報第34号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員か

ら報告していただきます。

1 番は、転用目的は集合住宅で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。

2 番は、転用目的は店舗及び駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1 番及び2 番の案件について 地元委員 4 番 木戸委員 それぞれ申請場所の説明を求めます。

4 番 木戸 芳己君

4 番 木戸です。1 番案件の場所の説明をいたします。9 ページをご覧ください。9 号線と旧国道の間に挟まれたホームセンターの前の道路を20～30m超えたところの1 区画です。アパートを建てたいという届出でした。次、2 番案件は10 ページをご覧ください。安来市役所西側に県道安来木次線がありまして、それを南側へ道なりに行きます。広瀬の方へ向かいまして、高速道路の側道と交わったところの手前のところ。面積は2㎡ちょっとですが、道路に付随した細長い土地です。そこを今度譲受人が買って、店舗駐車場敷地のために購入するという届出です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第37号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議第37号の議事につきましては、渡辺会長代理が議長を勤めますのでよろしくお願い致します。

議長：渡辺 和則君

議長を交代させていただきました。よろしくお願いします。

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

議事に入る前に訂正が判明しましたのでお知らせをいたします。議案の方、21ページの左側22番から始まる法人の代表理事の方の名前が誤っておりました。代表理事は島田誠さんが正解でございます。22番、23番、24番、25番～30番までのところが該当となっております。訂正してお詫びいたします。

それでは11ページをご覧ください。議第37号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が91件、106, 511㎡、使用貸借が10件、13, 158㎡、全体で101件、総面積が 119, 669㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第37号について説明いたします。詳細は15ページからです。今月の利用集積計画は、番号18番、19番、31番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。そちらを除く番号1番～17番、20番～30番、32番～34番は利用権設定の申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：渡辺 和則君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：渡辺 和則君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員 16番 岡田委員 の退席を解除します。それでは、ここで 議長を交代します。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第38号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。議第38号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、24ページから28ページに掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第38号について説明いたします。営農計画書の方が26ページからになります。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により、貸付あっせん申出書の提出がありましたので、市を經由して農業委員会へ提出をいたしました。申出者は干拓地内において既に営農しており、にんにくを中心に規模拡大するものであります。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 安松農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出に関する農業振興対策委員会の報告をさせていただきます。今回の案件は安来地区の農業振興公社所有地4筆、8,748㎡のあっせんの申出ですが、先ほど説明がありましたように申出者は以前から干拓地8筆でにんにく等を栽培し、非耕地での水稻栽培を合わせまして、330aで農業経営を行っておられます。その経営をさらに拡大するため今回の中海干拓農地貸付あっせんの申請をされた案件でございます。この案件につきましては、4月16日、月曜日、北川副委員長と事務局の堀江係長と私の3名で現地を確認し、すでに所有しておられる干拓農地の全面積が適正に耕作されており、生育状況も良好であり、営農に努力されていることを確認いたしました。このようにあっせん申出者が既に中海干拓地で営農され、現在でもかなり売り上げもあり、今後は法人化を目指すなど農業経営の充実化を図るという予定もあることから、委員会を開催するまでもないと判断いたしました。なお、お手元に中海干拓営農事例というパンフレットが配られておりますが、この6ページにあっせん申出者の農業経営状況が載せてございます。言ってみれば優良事例としてここに上がっている案件でございますので、こういった状況を鑑みましても、本案件を中海干拓あっせん適格者と判断されますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

29ページをご覧ください。報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページから33ページに届出内容を書いていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第9 報第36号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

34ページをご覧ください。報第36号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。35ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、全て農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、追加議案になりますが、日程第10 議第39号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 日程第11 議第40号 平成30年度安来市農業委員会の活動計画(案)について は、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

別冊の議案その2の1ページをご覧ください。議第39号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について このことについて、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の審議を求めるものです。2ページから9ページにかけて審議をしていただく内容を書いています。

続いて10ページをご覧ください。議第40号 平成30年度安来市農業委員会の活動計画(案)について このことについて、平成30年度の安来市農業委員会の活動計画(案)の審議を求めるものです。

11ページから13ページにかけて審議をしていただく内容載せています。

説明しました2つの議案は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局より説明がありました議題39号、議題40号について、一括で質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。計画の8ページの3番、農地所有適格法人からの報告への対応のところ、報告がなかった法人数というのが、督促をしても提出しなかった法人というのが6法人。今までこんなに数字が大きくなかった、1法人くらいだったと思いますが、督促をされた上での結果ですけども、その後いろいろ対応方針が過料などありますが、どの程度の督促状況なのか。きちんとした法人でありながらこれが出せない、本当の理由というのが認識不足というレベルなのか、こういうのに載せても良いものなのか。増えているから対応していくべきだということで計画を立てて、結果、数倍増えているという。実態というのが分からないものですから、教えていただきたいと思います。

事務局：堀江 雄二君

8ページの適格法人からの報告への対応ということで、6法人ほど督促を行っております。確か昨年1法人か2法人ではなかったかなと思っております。こちらの方は、それぞれの法人の事業年度終了から3か月以内に提出していただくというようになっております。3月末時点ですので、12月決算を迎えられたところではないかなという風に思っています。4月に入りまして提出いただいていないところへ督促を行っているのが6法人ございまして、そのうち2法人～3法人については書類等をいただいております。しかし、書類の中身に若干不備等がございましたので、事務局としても載せるのは心苦しかったんですが、6法人という形で今回挙げさせていただいております。当然引き続き報告は求めてまいる所存でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

この6法人の中には過去の農地所有適格法人の報告をしなかったというのも入っているのでしょうか、あるいは新たな適格法人ということなのでしょう。

事務局：堀江 雄二君

引き続きのところと新たにというところ両方ございます。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

良くはないですが、増えたということと過去からずっと続いているというところが、指導なのか過料にもっていくのか分からないですが、今のままで良くはないと思いますので、何か対策を考えなければいけないんじゃないかなというように思いましたので、検討していただければと思います。それからロゴの使い方で読めなかったのが、3ページが一番上の表の現状及び課題の中の課題の一番上の方の末尾のところ、「農地が分散してくる」となっていますが、「してきている」だと思います。計画の方も同じようになっていますので、ホームページに載せられる前に修正の方をお願いします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
他に質問はありますか。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。議題39号について、本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、議題40号について採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第10回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時55分)